

令和4年度第1回広島県公務災害補償等認定委員会議事録（概要）

- 1 日 時 令和4年8月25日（木）から9月6日（火）までの間
（個々の委員に持ち回る方法により開催）
- 2 委 員 野田委員長、西委員、檜山委員、藤原委員、岡田委員
- 3 議 題 諮問事案について
- 4 担当部署 広島県総務局福利課補償グループ
TEL（082）513-2265
- 5 会議の内容

〔諮問事案について〕

次の非常勤職員の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかについて審議し、「審議結果」のとおり取り扱うことが適当とされた。

事案番号	被災職員の所属	災害の概要	傷病名	審議結果
1	健康福祉局	児童養護施設入所中の子2名を実父と実母が車両に乗せ連れ出すのを阻止しようとした際、運転席から降車した実父と揉み合いになり、実父が催涙スプレーを取り出し、被災職員の顔等に複数回噴射し負傷したものの。	眼化学熱傷、刺激物質性接触皮膚炎、左前腕部打撲傷	公務上の災害
2	健康福祉局	出勤のため、自宅玄関を出てマンションの階段を降りる途中で右足を踏み外して滑り落ち、右足首を負傷したものの。	右足関節脱臼骨折、右脛骨内踝後踝骨折、右腓骨遠位端骨折	通勤災害該当
3	総務局	耐震工事に伴う事務室等の移転により発生した不用什器等を、地下の公用車駐車場内にある倉庫から搬出する作業を行っていた際、背後にあった溝に気付かず、左足が溝にはまり負傷したものの。	左足関節捻挫、左足関節打撲傷、左足関節靭帯損傷	公務上の災害
4	環境県民局	ペーパーカッターを使用後、作業台下部の棚に収納しようとした際、ペーパーカッターが棚に載ったものと思い、手を離し、左足親指上に落下させ負傷したものの。	左第1趾圧挫創	公務上の災害